

## 小川村消費促進商品券配布事業に係る特定事業者留意事項

### 1 商品券の概要

- (1) 1組 5,000円 (500円×10枚綴)
- (2) 配布対象 令和2年9月1日現在において住民基本台帳に記載された小川村民及び同日現在において小川村に世帯をおく世帯の世帯主
- (3) 配布組数 配布対象につき1組

### 2 取扱店の登録資格

商品券を取り扱うことのできる事業所は、小川村内の事業所等とする。

### 3 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課

### 4 取扱店の募集受付期限

随時募集とするが、商品券引換時に前日時点の登録店舗一覧を配布する。

### 5 取扱店の登録（※商工会所属の事業所については、一括で手続きを行います。）

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、「小川村消費促進商品券取扱店登録申請書」を郵送、持参、FAX、電子メールいずれかの方法で小川村に提出し、村の承認を得るものとする。なお、登録費用は無料とする。
- (2) 村は、登録した事業所等（以下「特定事業者」という。）へ「特定事業者登録証明書」を交付する。

### 6 特定事業者の周知

- (1) 商品券引換時に、前日時点の登録店舗一覧を配布
- (2) その他（村HP上での随時公開）

### 7 商品券の使用可能期間

令和2年10月1日（木）から令和3年1月31日（日）まで

### 8 特定事業者の責務

特定事業者は、以下の掲げる責務を負う。村は、これらの責務に反する行為が認められた場合には、換金の停止、登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

- (1) 取引において、商品券の受け取りを拒んではないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 村と適切な連携体制を構築すること。

## 9 商品券の取扱い

- (1) 商品券を現金に換金することはできない。
- (2) 商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わない。
- (3) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失は、村は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否し、速やかに村へ連絡する。

## 10 換金手続

専用の換金請求書に必要事項を記入・押印し、利用済商品券と特定事業者登録証明書の写しを添えて、毎月 15 日までに小川村役場へ直接お持ちください。  
なお、請求は月 1 回とする。

## 11 換金振込

村の定期支払日（毎月 28 日とし、土日祝日の場合は休日前の開庁日）

## 12 利用済み商品券の換金期限

令和 3 年 2 月 15 日（月）

## 13 問い合わせ先

小川村役場総務課総合戦略推進室 026-269-2323